ACSES ニュースレター_１９５５号（2020 年 10 月５日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（15 頁）―

[1] 海外の化学物質管理情報
○欧州：29 件　○米国：８件　○カナダ：４件　○中国：２件　○オーストラリア：２件
○韓国：１件　○台湾：１件　○タイ：１件
[2] その他
◇“学者の国会”日本学術会議　異例の首相 NG に波紋／学術会議、首相に要望書　6 人任命と説明求める／研究者ら官邸前で抗議集会　任命拒否「不当」と 300 人〈Web 報道〉／学術会議任命拒否問題、「情報を全て、国民と科学者に開示を」京大の湊新総長が説明求める／「批判的な研究者を狙い撃ち」　任命除外、識者の見方は〈新聞報道〉
[付録]
◇格安をうたう家具や家電品等の模倣サイトにご注意！－注文した商品が届かない！いったいどこと契約したの！？－〈国民生活センター〉
◇「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう！－勧誘・契約が増える秋台風シーズンは特に注意してください－〈国民生活センター〉

玉緒(たまのお、ミセバヤ)

****

[1] *海外の化学物質管理情報*

＊　環境省　化学物質国際対応ネットワークマガジン　第 107 号　2020 年 9 月 30 日　から
http://chemical-net.env.go.jp/
注釈付記のないもの：NITE 化学物質管理関連情報 第 507 号　2020 年 9 月 30 日　から

○欧州

・環境省　欧州における化学物質管理政策最新動向セミナー開催報告　＊
＜環境省　化学物質国際対応ネットワーク　2020 年 9 月 23 日＞
http://chemical-net.env.go.jp/

2020 年 9 月 14 日に、化学物質国際対応ネットワークでは、欧州委員会及び欧州化学物質庁（ECHA）の担当者を講師とした「欧州における化学物質管理政策最新動向セミナー」を開催し、ポスト SAICM に向けた欧州の化学物質管理政策や現在登録に向けた準備が進められている SCIP データベース等の化学物質管理制度の最新動向についての講義、質疑応答を行いました。

欧州の化学物質管理に関心を持つ事業者等約 800 名にご参加いただき、盛況の内に閉会を迎えることができましたことを厚く御礼申し上げます。

講演資料（英語版、日本語版）を当ネットワークのウェブサイトに近日中に掲載しますのでご利用ください。

環境省　化学物質国際対応ネットワーク
http://chemical-net.env.go.jp/

・欧州　最新動向　＊

（１）欧州委員会　CLP 規制に第 15 次 ATP を採択

2020 年 5 月 19 日、欧州委員会は、CLP 規則（物質及び混合物の分類、表示及び包装に関する規則（EC）No.1272/2008）への 15 回目の技術的および科学的進歩への適合（15 次 ATP）を採択しました。

CLP 規則は、技術的進歩のための適応化（ATP：Adaptation to Technical Progress）により定期的に更新されています。第 15 次 ATP は、CLP の附属書 VI の調和された分類と表示要素を持つ物質リストである Table3 を更新しています。具体的には、37 のエントリが新たに追加され、2 つのエントリ（CAS 番号 302776-68-7 および 151006-62-1）が削除され、21 の既存のエントリが修正されました。

欧州委員会　15 次 ATP（英語）　https://webgate.ec.europa.eu/regdel/#/delegatedActs/1481

（２）欧州委員会　REACH 対応 SDS 編集要件の改訂を発表

2020 年 6 月 26 日、欧州委員会は、安全性データシート（SDS）を編集するための REACH 規則付属書 II の要件を更新する改訂を EU 公式ジャーナルに掲載しました。

2020 年 6 月 18 日に欧州委員会によって採択された規則 2020/878/EU は、化学品の分類と表示に関する世界調和システム（GHS）の新しい改訂と、EU の SDS 形式を調和させる変更を導入します。変更内容は次のとおり。

（１）セクション 9（物理化学的性質）およびセクション 14（輸送）を含む GHS 改訂 6 版および改訂 7 版の組み込み

（２）セクション 1（識別）で危険有害性のある混合物に割り当てられた固有配合識別子（UFI：Unique formula identifier）に関連して、CLP 規則附属書 VIII で確立された緊急健康応答要件を追加

（３）REACH 規則附属書 I、III、および VI-XII を改訂した規制（2018/1881/EU）によって導入されたナノ物質の規定をセクション 1（識別）、3（組成／成分に関する情報）、および 9（物理化学的性質）に配置

（４）内分泌かく乱性物質の要件、特定濃度限界（SCL：Specific Concentration Limit）、M-ファクター、急性毒性推定値など、EU の SDS へのその他の変更

本改訂は 2021 年 1 月 1 日から適用されますが、本規則第 2 条は、申請日に対する例外を定めており、現在運用されている規則 2020/878/EU によって導入された変更に準拠していない SDS は 2022 年 12 月 31 日まで使用可能であることを規定しています。したがって、企業は 2022 年 12 月 31 日までに改訂条項内容を適用する必要があります。

欧州連合（EU）公式ジャーナル（英語）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2020.203.01.0028.01.ENG&toc=%E2%80%A6

（当記事（１）、（２）は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）

・デンマーク　最新動向　＊

内分泌かく乱物質の規制を追跡するためのオンラインリソースを作成

2020 年 6 月 2 日、デンマーク環境保護庁（DEPA）は、内分泌かく乱物質（EDs）として識別された物質、または EU 内での内分泌かく乱特性の評価状況に関する情報を関係者に提供するウェブサイトを立ち上げました。本ウェブサイトには、内分泌かく乱物質に関する 3 つのリストが含まれています。

リスト I：EU で内分泌かく乱物質として特定された物質
リスト II：EU で内分泌かく乱特性について評価中の物質
リスト III：個々の EU 加盟国によって評価され、その加盟国によって内分泌かく乱特性を有すると見なされている物質

リスト I および II には、欧州の REACH 規則（1907/2006 / EC）、殺生物性製品規制（BPR-528/2012 / EU）、植物保護製品規制（PPPR-1107/2009 / EC）、化粧品規制（CPR-1223/2009 / EC）に基づく物質が含まれています。リスト III は、内分泌かく乱性を持つ可能性があり、EU 加盟国の各国家当局によって提案された物質を示しています。そのため、リスト III の物質は他の加盟国によって必ずしも支持されているわけではなく、EU コミュニティによる評価も受けていません。

デンマーク環境保護庁（DEPA）　内分泌かく乱性物質リスト（英語）　https://edlists.org/

（当記事は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）

・ロシア　最新動向　＊

化学物質インベントリの中間結果を公表

2020 年 6 月 15 日、ロシア国家産業情報システム（GISP）は、ロシアの化学物質インベントリの中間結果を公表しました。本インベントリは、ユーラシア経済連合（EAEU）による物質と混合物の登録作業の主要な構成要素の 1 つになります。本インベントリに含まれていない化学物質は新規化学物質と見なされ、届出の対象となります。

本インベントリ（中間結果）には、既にロシア市場に出回っている又は上市予定の物質（混合物の一部として含む。）が含まれています。本インベントリは、GISP へ届出された申請に基づいて作成されています。公開されている物質リストは CAS 番号による検索可能なデータベースで、ロシア語と英語の両方での化学物質名および別名、関税コード（EEU TN VED コード）、分子式等が含まれています。この中間結果の公表は、全てのステークホルダーが、特定の化学物質を本インベントリに登録・追加する際に、既に申請されているかを確認し、追加的に必要な情報を申請する機会を提供しています。

ロシア産業貿易省の GISP は、化学物質（混合物中の成分を含む）に関する情報を収集するための公的システムであり、流通している化学物質のインベントリの作成等の目的で使用されます。

ロシア国家産業情報システム（GISP）　化学物質インベントリ（ロシア語）

https://gisp.gov.ru/cheminv/pub/app/search/

（当記事は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）

・Country information (Competent Authorities, Notifications)

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2020 年 9 月 22 日＞

http://www.unece.org/trans/danger/publi/adr/country-info_e.html

UNECE は、危険物の国際陸路輸送に関する欧州協定(ADR)の、スペイン王国とノルウェー王国の更新された当局情報、およびアイルランドのトンネル制限を掲載した。

・Country information (Competent Authorities, Notifications)

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2020 年 9 月 24 日＞

http://www.unece.org/trans/danger/publi/adr/country-info_e.html

UNECE は、危険物の国際陸路輸送に関する欧州協定(ADR)の、更新されたベルギー王国の当局情報、およびジョージアの主要当局情報を掲載した。

・Technical Barriers to Trade Information Management System

＜欧州委員会(EC)　2020 年 9 月 14 日＞

〇Regular notification G/TBT/N/EU/742

→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167547?FromAllNotifications=True

〇Regular notification G/TBT/N/EU/743

→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167548?FromAllNotifications=True

欧州委員会は、塩化ナトリウムの電解により生成される活性塩素および次亜塩素酸から放出される活性塩素を、殺生物性製品規則(BPR)に基づく製品型 2、3、4、および 5 の殺生物性製品の活性物質として使用することを承認する欧州委員会施行規則(案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2020/11/13 まで。WTO/TBT 通報文書

→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_5404_00_e.pdf

→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_5404_01_e.pdf

→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_5405_00_e.pdf

→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_5405_01_e.pdf

---

・Technical Barriers to Trade Information Management System

＜欧州委員会(EC)　2020 年 9 月 14 日＞

〇Regular notification G/TBT/N/EU/744

→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167549?FromAllNotifications=True

〇Regular notification G/TBT/N/EU/745

→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167550?FromAllNotifications=True

欧州委員会は、塩化ナトリウムの電解により生成される活性塩素および次亜塩素酸から放出される活性塩素を、殺生物性製品規則(BPR)に基づく製品型 1 の殺生物性製品の活性物質として使用することを承認する欧州委員会施行規則(案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2020/11/13 まで。

WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_5406_00_e.pdf

→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_5406_01_e.pdf

→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_5407_00_e.pdf

→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_5407_01_e.pdf

---

・Sustainable products initiative

＜欧州委員会(EC)　2020 年 9 月 14 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12567-Sustainable-Products-Initiative

欧州委員会は、欧州市場に上市される製品の持続可能性を高めるためのイニシアチブへの意見募集を開始した。このイニシアチブは欧州エコデザイン指令を改訂するもので、必要であれば追加の法的措置を提案するもの。意見提出は 2020/11/2 まで。

・Beating cancer: Better protection of workers against cancer-causing chemicals

＜欧州委員会(EC)　2020 年 9 月 22 日＞　https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_1691

欧州委員会は、癌に対する労働者保護を改善するため、発がん性変異原生物質指令(CMD)の改正を提案した。この第 4 次の改正では、アクリロニトリル、ニッケル化合物、およびベンゼンに新規または改訂された基準値を設定するものとなっている。欧州議会および欧州理事会に宛てた欧州委員会の提案　→

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:571:FIN

・Amendment of the Toy Safety Directive to adapt the limit values for aniline

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12607-Amendment-of-the-Toy-Safety-Directive-to-adapt-the-limit-values-for-aniline

欧州委員会は、特定の玩具中のアニリンの制限値に関する欧州玩具安全指令 2009/48/EC を改正する欧州委員会指令(案)を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2020/10/22 まで。欧州委員会指令(案)　→

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/749

＜欧州委員会(EC)　2020 年 9 月 24 日＞

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167745?FromAllNotifications=True

欧州委員会は、REACH 規則附属書 XVII に新たに N、N-ジメチルホルムアミド(DMF)のエントリーを追加し改正する欧州委員会規則(案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2020/11/23 まで。この規則案は、登録ドシエと安全データシートが新たな導出無影響レベル(DNEL)値により更新されない限り、物質そのもの、DMF を 0.3%以上の濃度で含む他の物質および混合物の上市を、規則施行の 2 年後より制限することを提案するものと説明している。WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_5701_00_e.pdf

→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_5701_01_e.pdf

---

・Protection of workers from risks related to carcinogens

＜欧州委員会(EC)　2020 年 9 月 25 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12608-Protection-of-workers-from-risks-related-to-carcinogens
欧州委員会は、癌に対する労働者保護を改善するため、発がん性変異原生物質指令(CMD)の改正案に対する意見募集を開始委した。意見提出は 2020/11/20 まで

・Parliament wants the EU to tackle pharmaceutical pollution
＜欧州議会(EU Parliament)　2020 年 9 月 17 日＞
https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20200910IPR86826/parliament-wants-the-eu-to-tackle-pharmaceutical-pollution
欧州議会は、生態系に長期的な損傷を引き起こし、薬物の効率を低下させ、抗生物質への耐性を高める医薬品汚染に取り組むための新たな対策を要求する決議を承認した。
欧州議会の決議文　→ https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2020-0226_EN.html
---

・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 9 月 14 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
ECHA は、CLP 規則に基づく二酸化硫黄 (CAS-RN 7446-09-5)の欧州調和分類と表示(CLH)案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2020/11/13 まで

・Occupational exposure limits - Consultations on OEL recommendation
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 9 月 14 日＞　https://www.echa.europa.eu/oels-pc-on-oel-recommendation
ECHA は、カドミウムおよびその無機化合物に対する OEL(職業暴露限界)案を勧告する科学的報告書を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2020/11/12 まで。

・Ongoing guidance consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 9 月 14 日＞
https://www.echa.europa.eu/support/guidance/consultation-procedure/ongoing-clp
ECHA は、CLP 規則附属書 VIII－緊急健康対応に関連する調和情報のガイダンス案 (Version 4.0) を協議のため外部専門家グループ(PEG)に送付した。CLP 規則附属書 VIII ガイダンス案 (Version 4.0)　→
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/23047722/guidance_on_annex_viii_to_clp_v40_peg_en.pdf/2a2792ee-d094-8397-8d65-d38852faddf7

・Ongoing guidance consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 9 月 15 日＞
https://echa.europa.eu/support/guidance/consultation-procedure/ongoing-clp
ECHA は、CLP 規則に従った表示と包装ガイダンス(限定)更新案 (Version 4.2) を協議のため外部専門家グループ(PEG)に送付した。表示と包装ガイダンス案 (Version 4.2)　→
https://echa.europa.eu/documents/10162/23047722/clp_labelling_ver42_peg_en.pdf/81ae6cb8-9f2f-8ae6-461f-7665214077b3

・ECHA Weekly - 16 September 2020
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 9 月 16 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-16-september-2020
ECHA は ECHA Weekly の 2020/9/16 版を掲載した。

・Ongoing guidance consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 9 月 17 日＞
https://www.echa.europa.eu/support/guidance/consultation-procedure/ongoing-reach
ECHA は、安全データシート(SDS)の作成に関するガイダンス更新案（Version 4.0）を協議のため REACH および CLP の当局(CARACAL)に送付した。SDS 作成ガイダンス更新案（Version 4.0）　→
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/23047722/sds_ver40_committees_caracal_en.pdf/5f5888d1-76b0-9f61-f739-acaab4ece48b
---

・Ongoing guidance consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 9 月 18 日＞
https://echa.europa.eu/support/guidance/consultation-procedure/ongoing-reach
ECHA は、REACH 規則のデータ共有に関するガイダンス（Version 4.0）の草案を協議のため外部専門家グループ(PEG)に送付した。ガイダンス草案　→
https://echa.europa.eu/documents/10162/23047722/peg_draft_guidance_on_data_sharing_ver40_en.pdf/e2f9ae22-1464-a3c8-4257-cacf620e4735

・Current Testing Proposals
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 9 月 21 日＞
https://echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current
ECHA は、無益な動物試験を回避するため、REACH 登録の 15 物質に関する 29 の試験提案を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2020/11/5 まで。

・ECHA’s committees back restricting over 1 000 skin sensitising chemicals used in clothing and other articles
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 9 月 22 日＞
https://echa.europa.eu/-/echa-s-committees-back-restricting-over-1-000-skin-sensitising-chemicals-used-in-clothing-and-other-articles
ECHA は、社会経済分析委員会(SEAC)が、衣類、履物、および同様に皮膚に接触する物品に CLP 規則で規定する皮膚感作性物質の使用を制限するフランスとスウェーデンから提案された REACH 制限案を支持する最終意見を採択したと報じている。

・Ongoing guidance consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 9 月 22 日＞
https://echa.europa.eu/support/guidance/consultation-procedure/ongoing-reach
ECHA は、REACH 規則の登録ガイダンス（Version 4.0）の草案を協議のため外部専門家グループ(PEG)に送付した。ガイダンス草案　→
https://echa.europa.eu/documents/10162/23047722/draft_peg_v40_registration_en.pdf/6ef0f12e-bfc0-caf6-aec6-e5b09e496893

・ECHA Weekly - 23 September 2020
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 9 月 23 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-23-september-2020
ECHA は ECHA Weekly の 2020/9/23 版を掲載した。

・1 in 4 imported products found to be non-compliant with REACH and CLP
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 9 月 24 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/1-in-4-imported-products-found-to-be-non-compliant-with-reach-and-clp

ECHA は、執行フォーラムによるパイロットプロジェクトで、検査された輸入製品の 23%が REACH および CLP 規則に準拠していないことが判明したと報じている。

・What is SCIP? What should be done?
＜欧州化学品庁(ECHA) 2020 年 9 月 24 日＞
https://www.echa.europa.eu/scip-infographic?utm_source=echa.europa.eu&utm_medium=display&utm_campaign=customer-insight&utm_content=homepage-howto
ECHA は、SCIP データベースを概説する Web サイトを開設した。

・Q&As Waste Framework Directive - SCIP database
＜欧州化学品庁(ECHA) 2020 年 9 月 24 日＞
https://www.echa.europa.eu/support/qas-support/browse/-/qa/70Qx/view/topic/Waste+Framework+Directive+-+SCIP+database?utm_source=echa.europa.eu&utm_medium=display&utm_campaign=customer-insight&utm_content=homepage-howto
ECHA は、SCIP データベースに関する Q&A の Web サイトを開設した。

・欧州化学物質庁、マイクロプラスチックの意図的添加に対する規制案の見直し状況を報告
＜環境展望台：国立環境研究所 2020 年 9 月 1 日＞ https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=30254
標記記事が掲載された。

○米国

・EPA finalizes first ever rule to promote transparency in developing regulatory guidance documents
＜米国環境保護庁(US EPA) 2020 年 9 月 14 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-finalizes-first-ever-rule-promote-transparency-developing-regulatory-guidance
EPA は、大統領令に従い、規制ガイダンス文書の発行に関する一貫した要件と手順を確立するための最終規則を発表した。

・EPA Seeks Small Businesses Input on Risk Management Rulemakings for Methylene Chloride and 1-Bromopropane
＜米国環境保護庁(US EPA) 2020 年 9 月 16 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-seeks-small-businesses-input-risk-management-rulemakings-methylene-chloride-and-1
EPA は、小規模の事業者、政府、および非営利団体に、塩化メチレンと 1-ブロモプロパンのリスク管理規則の策定に焦点を当てることになる 2 つの小規模事業擁護レビュー(SBAR)に助言と推奨事項を提供するための小規模企業代表(SERs)として参加するよう呼びかけている。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (19-5.B); Technical Correction for PMN P-19-24
＜米国環境保護庁(US EPA) 2020 年 9 月 16 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/16/2020-18885/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-19-5b-technical-correction-for-pmn-p-19-24
EPA は、2020/8/3 に官報公示した TSCA に基づく重要新規利用規則(SNUR)において、PMN 番号 P-19-24 の対象となる化学物質の CAS 番号に誤りがあり、これを修正する最終規則を官報公示した。この技術的な修正は 2020/10/2 に有効となる。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (20-1.5e)
＜米国環境保護庁(US EPA) 2020 年 9 月 17 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/17/2020-18883/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-20-15e
EPA は、TSCA に基づく製造前届出(PMN)および EPA の命令の対象となった特定の化学物質に、重要新規利用規則(SNUR)

を発行する最終規則を官報公示した。この最終規則は 2020/11/16 に発効するが、2020/10/1 に公布されるものとなる。

・Final Risk Evaluation for Cyclic Aliphatic Bromide Cluster (HBCD)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 9 月 22 日＞

https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/final-risk-evaluation-cyclic-aliphatic-bromide-cluster

EPA は、TSCA の要求に基づき、臭素化環状脂肪族クラスターのヘキサブロモシクロドデカン (HBCD) の最終リスク評価を発表した。HBCD の最終リスク評価　→

https://www.epa.gov/sites/production/files/2020-09/documents/1._risk_evaluation_for_cyclic_aliphatic_bromide_cluster_hbcd_casrn25637-99-4_casrn_3194-5_casrn_3194-57-8.pdf

・Information Collection Request Revision Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Generic Clearance for TSCA Section 4 Test Rules, Test Orders, Enforceable Consent Agreements (ECAs), Voluntary Data Submissions, and Exemptions From Testing Requirement

＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 9 月 24 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/24/2020-21066/information-collection-request-revision-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request

EPA は、TSCA 第 4 条の試験規則の一般的なクリアランス、試験命令、実施可能な同意協定(ECA)、自主的なデータ提出、および試験要件の免除についての情報収集要求(ICR)を、審査と承認のため管理予算局(OMB)に提出したことを官報公示した。この通知への意見提出は 2020/10/26 まで。

・Cyclic Aliphatic Bromide Cluster (HBCD); Final Toxic Substances Control Act (TSCA) Risk Evaluation; Notice of Availability

＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 9 月 25 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/25/2020-21133/cyclic-aliphatic-bromide-cluster-hbcd-final-toxic-substances-control-act-tsca-risk-evaluation-notice

EPA は、臭素化環状脂肪族クラスターである HBCD の TSCA による最終リスク評価が利用可能になったことを官報公示した。EPA は HBCD の特定の使用条件が健康または環境へ不当なリスクをもたらすと判断しており、不当なリスクをもたらす使用条件については TSCA に基づくリスク管理措置を通じて、その不当なリスクに対処するための規制措置を講じる必要があると説明している。

・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for August 2020

＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 9 月 25 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/25/2020-21198/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-august-2020

EPA は、TSCA 第 5 条に基づき 2020/8/1～2020/8/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)、バイオテック免除、テストマーケティング免除、および新規化学物質の製造(輸入を含む)の開始通知(NOC)に加え、試験情報の受領や修正通知を官報公示した。この通知への意見提出は 2020/10/26 まで。

○カナダ

・Petroleum Coke Group

＜カナダ　2020 年 9 月 19 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/petroleum-coke-group.html

カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、石油コークスグループのスクリーニング評価案を公開し 2020/11/18 まで 60 日間の意見募集を開始した。評価案では、これらの化合物はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。

カナダ官報　→ http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-09-19/html/notice-avis-eng.html#ne4

・Thallium and its compounds

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substance

s/thallium-compounds.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、タリウムおよびその化合物のスクリーニング評価案を公開し2020/11/18 まで 60 日間の意見募集を開始した。評価案では、これらの化合物はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の 1 つ以上の基準に合致するとしている。
カナダ官報　→ http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-09-19/html/notice-avis-eng.html#ne3
・TMSS - information sheet
＜カナダ　2020 年 9 月 19 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/fact-sheets/chemicals-glance/tmss.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、ビス（トリメチルシリル）アミンとシリカの加水分解生成物(TMSS)(CAS-RN 68909-20-6) のスクリーニング評価案を公開し 2020/11/18 まで 60 日間の意見募集を開始した。
TMSS スクリーニング評価案　→
https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/evaluating-existing-substances/draft-screening-assessment-silanamine-trimethyl-trimethylsilyl-hydrolysis-silica-tmss.html
・Removal of substances from the Revised In Commerce List
＜カナダ　2020 年 9 月 26 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan/initiatives/removal-substances-revised-commerce-list.html
カナダ保健省は、カナダ環境保護法(CEPA 1999)第 71 条の調査情報に基づき改訂商取引リスト(R-ICL)から少量または廃止された 669 物質を削除する案に関する協議文書を公開し、2020/11/25 までの意見募集を開始した。
カナダ官報　→ http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-09-26/html/notice-avis-eng.html#na8

○中国

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/CHN/1466
＜中国　2020 年 9 月 23 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167711?FromAllNotifications=True
中国国家標準化管理委員会は、印刷インキ中の重金属：鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、および可溶性の重金属（可溶性カドミウム、可溶性クロム、可溶性鉛、可溶性水銀、可溶性セレン等)の最大制限値、およびサンプルの前処理と測定方法を規定する国家標準(GB)案を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2020/11/22 まで。
WTO/TBT 通報文書（中国語）　→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/CHN/20_5662_00_x.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/CHN/1467
＜中国　2020 年 9 月 23 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167712?FromAllNotifications=True
中国国家標準化管理委員会は、直接皮膚に接触する時計のケーシングに含まれる有害物質の制限に関する用語と定義、要件、試験方法等を規定する国家標準(GB)案を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2020/11/22 まで。
WTO/TBT 通報文書（中国語）　→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/CHN/20_5664_00_x.pdf
---

○オーストラリア

・オーストラリア　最新動向　＊
GHS 改訂第 7 版への移行の遅れ
　2020 年 6 月 5 日、オーストラリア労働安全局（Safe Work Australia）は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS)」の改訂第 7 版の採用のタイムフレームの更新を発表しました。
　モデル WHS 法は、2011 年に施行され、現在実施されている GHS 改訂第 3 版にしたがって、職場で供給される化学物質の製造業者と輸入業者が、化学物質を正しく分類してラベルを付ける義務を定めています。
オーストラリア労働安全局　通知（英語）
https://www.safeworkaustralia.gov.au/media-centre/news/update-transition-ghs-revision-7

（当記事は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）

・Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment certificate

＜オーストラリア 2020 年 9 月 25 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issue-assessment-certificate-2

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法 2019 に基づき審査証明書の発行 5 年後に AIIC インベントリに追加された 10 の工業化学品を掲載した。

〇韓国

・韓国　最新動向　＊

雇用労働部　「化学物質の分類・ラベルと MSDS に関する基準」の一部改正草案

韓国雇用労働部は 2020 年 6 月 8 日に、「化学物質の分類・ラベルと SDS に関する基準」（第 2016-19 号告示）の一部改正草案を発表しました。改正理由は、産業安全保健法の全面改正に伴い、韓国 SDS に営業機密情報（CBI：Confidential Business Information）が導入されたことです。また、CBI を円滑に実施するために関連細則を制定し、既存の条文の問題点が改善されます。主な改正内容は以下のとおりです。

１．SDS の秘密保持不可の物質リストの追加

２．CBI 審査に関する基準

３．研究・開発用の化学物質または化学品の定義

４．その他事項の補足と改善

雇用労働部　改正草案（韓国語）

https://www.moel.go.kr/info/lawinfo/lawmaking/view.do;jsessionid=BtuTLojmUsOBr9ZwuRNFurNWVpvYi3d24nhjzpZLLhH2XzXe4rxZbsmZKJLu4a6I.moel_was_outside_servlet_www2?bbs_seq=20200600379

（当記事は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

〇台湾

・台湾　最新動向　＊

（１）行政院環境保護署　「新規化学物質の科学及び製品・製造プロセス登録ツールガイダンス（第五版）」を公表

2020 年 5 月 14 日、行政院環境保護署は「新規化学物質の科学及び製品・製造プロセス登録ツールガイダンス（第五版）」を公表しました。申請者は即日より新版のツールガイダンスで定められる付属文書にて申請を行なうことになり、当局は 2020 年 6 月 1 日より旧版の書類を受理しないことになります。

旧版と比べた主な改正点は下記のとおりです。

１．法的根拠箇所を更新：上位法となる「新化学物質及び既存化学物質資料登録弁法」は 2019 年 3 月に修正され、当該ガイダンスにおいても、関連する法的根拠か所が修正されました。

２．申請範囲を細かく説明：今回ガイダンスでは、特に、事業者が科学研究用途範囲を判断する事例説明を追加しました。

３．資料に対する要求を一層厳格化：科学研究開発用途の認定の登録者が申請する際、明確に化学物質の使用目的を説明することが求められ、使用プロセス計画には、関連する説明あるいは証明資料を提出しなければならない。中央主管機関より審査する際、当該化学物質の実際の用途が、申請時に提出された使用目的、使用プロセス、使用用途等と異なる場合には、罰則が設けられました。

４．資料の細部を明確化：科学研究開発用途の認定を申請する際は、化学物質名称と CAS 番号を提供する必要があります。申請する際、化学物質情報について秘密保持する場合（製品名で申請する等）、SDS あるいは他の関連証明資料を提供し、それを証明することが必要です。

この他に、科学研究開発用途の認定の審査機関の定義を明確にし、上記要点に合わせて、いくつかの付表、声明書と誓約書も更新しました。

行政院環境保護署毒物・化学物質局　News（109-05-14 付）（中国語）

https://tcscachemreg.epa.gov.tw/Epareg/content/masterpage/Index.aspx

（２）行政院環境保護署「既存化学物質標準登録資料作成ガイダンス第一版」正式版を公表

行政院環境保護署は2020年6月9日、「既存化学物質標準登録資料作成ガイダンス第一版」の正式版を公表しました。

既存化学物質の登録者は、本ガイダンスを参照の上、ガイダンス中のステップごとに登録関連資料を用意することが求められます。登録作業を円滑に完了するために、本ガイダンスに従うことに加えて、「毒性及び懸念化学物質管理法」及び「新化学物質及び既存化学物質資料登録弁法」の関連条文も参照する必要があります。また、本ガイダンスは、既存化学物質標準登録のための資料準備と作成参考原則のみを提供しています。中央主管機関は、最新の法規制や国際的な取り決めの変更または科学研究の進展や新たな証拠により、本ガイダンスの内容を随時更新または修正することになっています。

行政院環境保護署毒物・化学物質局　News（109-06-09付）（中国語）

https://tcscachemreg.epa.gov.tw/Epareg/content/masterpage/Index.aspx

（３）行政院環境保護署　既存物質第一段階登録にて同時に年度申告が提出可能に

「新化学物質及び既存化学物質資料登録弁法」第24条に従い、登録許可された新規化学物質及び既存化学物質について、2020年4月1日以降、登録者が登録完了後に、毎年4月1日から9月30日までに、前年度の製造量及び輸入量を申告しなければなりません。この申告作業に便宜を図るため、登録者が「化学物質登録プラットフォーム」で既存化学物質の第一段階登録を登録申請し、登録許可後に、自動的に「前年度の製造及び輸入量」年度申告のシステムへ転送されるようになりました。したがって、登録者は既存化学物質第一段階登録と同時に年度申告も行えます。

行政院環境保護署毒物・化学物質局　News（109-06-23付）（中国語）

https://tcscachemreg.epa.gov.tw/Epareg/content/masterpage/Index.aspx

（当記事（１）～（３）は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

〇タイ

・タイ　最新動向　＊

（１）工業省工場局　提出したCBI申請案件の最新措置に関する第２回通知

タイ工業省工場局（DIW）は、事業者が提出した営業秘密情報（CBI）登録申請案件の最新措置に関する第２回通知を公告しました。

2017年1月1日から2017年12月31日までにCBI登録申請した事業者は、CBI登録を引き続き求める場合に、2020年9月30日までに当局指定のメールアドレス（cbi-diw@diw.mail.go.th）に製品受理番号、受理日、さらに製造者が公開情報を送付したメールと送付日を送信しなければなりません。当該期限までに事業者がいずれの対応もしない場合には、工業省有害物質管理局は事業者がCBI登録申請をしないとみなし、資料は自動的に取消されます。

関係する事業者は、以前提出したCBI登録申請案件について、100％開示の成分情報を送付していない場合、期限内に対応することが望ましいです。なお、当局からのCBI登録案件補足情報要求を受け取った事業者は、案件の有効性を確保するため、当該期限までに、当局が求める補足情報を指定メールアドレスに送付する必要があります。送付しない場合には、当局は自動放棄とみなし、データは削除されます。

工業省工場局　通知（タイ語）　http://reg3.diw.go.th/haz/wp-content/uploads/2020/06/cbi.pdf

（２）工業省「タイ既存化学物質インベントリ（第一版）B.E.2563」を公表

有害物質関連法令にしたがって取り扱われる化学品リストを更新するため、工業省工業局（DIW）は、以前の「タイ既存化学物質インベントリ初版」の破棄を決定し、2020年7月9日に「タイ既存化学物質インベントリ(第一版)B.E.2563」（The First Thailand Existing Chemicals Inventory)」を公表しました。

本インベントリの収載対象は、1995年から2017年にタイ法令にしたがい輸入した物質、例えば、有害物質、増補申請として提出した物質であり、合計11,474物質が収載されています。収載物質は、工場局の「化学物質及び有害物質情報データベース」で、化学物質名称やCAS 番号、分子構造等で検索できます。なお、現在一部の物質の情報は不完全であり、当局が情報を保管しています。

工場局　通知（タイ語）

http://reg3.diw.go.th/haz/wp-content/uploads/2019/12/The-First-Thailand-Existing-Chemicals-Inventory.pdf

工場局　化学物質及び有害物質情報データベース（タイ語（一部英語））

http://inventory.diw.go.th/hazardous61/

（当記事（１）、（２）は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

****

[2] *その他*

◇“学者の国会”日本学術会議　異例の首相NGに波紋

菅首相による日本学術会議の会員人事が波紋を呼んでいる。

日本学術会議は、政府から独立して政策提言などを行う学者の組織で、「学者の国会」とも呼ばれる。

会員は、学術会議の推薦に基づき、首相が任命する。

これまでは、この推薦通り会員が任命されてきたが、今回初めて、菅首相が、推薦された学者のうち、6人を任命しなかったことがわかった。

この6人の中には、安倍政権の法案に反対した学者もいて、野党などからの反発が広がっている。

先ほど、野党が任命を拒否された学者を招いて行ったヒアリングでは、首相官邸による人事権の行使が、学問の世界にまで及ぶことを危ぶむ声が相次いだ。

任命を拒否された早大大学院・岡田正則教授「これは、やはり今後の日本の学術にとって、大変大きなゆがみをもたらすと思います。学術を理解していない方のやり方かなと。あってはならないし、きちんと説明していただかないと」

任命を拒否された立命館大・松宮孝明教授「内閣総理大臣は任命権はありますけれども、任命拒否権というのは、実は事実上ないと」

さらにヒアリングでは、任命を拒否された学者が、自身が国会に出席した際、安保法制は憲法違反だと発言したことが任命拒否の根拠になったとしたら、そうした質疑ができなくなってしまうと、危機感を訴えた。

一方、野党側は、政府側に対し、6人の任命拒否の理由を正したが、政府側は人事に関することだとして、回答を拒んだ。

さらに、加藤官房長官も2日午前、拒否の理由は明らかにせず、法律に基づいて行ったものだと強調した。

加藤官房長官「総合的、ふかん的観点から、任命権者である内閣総理大臣が、日本学術会議法に基づいて任命を行ったということであります。そうした説明を、引き続き行っていきたいと」

政権の法案に反対の意見を述べた学者に対して、首相が人事権を発動することが適切かどうか、10月に召集される国会論戦の焦点となるとみられる。＜ＦＮＮプライムオンライン　2020年10月2日＞

・学術会議、首相に要望書　6人任命と説明求める

日本学術会議（梶田隆章会長）は3日、新会員候補6人の任命を拒否した菅義偉首相に対し、理由の説明と6人の任命を求める要望書を幹事会で決定し、内閣府に送付した。極めて異例の対応。梶田氏は幹事会後、記者団に「質問して、しっかり理由を理解したい」と述べた。

菅首相宛ての要望書は、学術会議が推薦した会員候補者が任命されない理由の説明と、任命されていない人の速やかな任命を求めている。2日午前の総会で梶田氏が提案し、大枠で合意が得られたが、文言の修正などの議論が続いていた。＜共同通信　2020年10月3日＞

・研究者ら官邸前で抗議集会　任命拒否「不当」と300人

日本学術会議が推薦した新会員の候補者6人が任命を拒否された問題で、多くの研究者や市民らが3日、首相官邸前で理由の説明や撤回を求める抗議集会を開いた。参加者は「学術に携わっていない政府が推薦を覆すのは不当」「日本の民主主義に関わる問題だ」と声を上げた。

主催者側によると、約300人が参加。「学問の自由を守れ」「日本学術会議への人事介入に抗議する」と書かれたプラカードを掲げていた。

集会の呼び掛け人となった小原隆治早稲田大教授（地方自治）は「説明責任を果たそうとしない政府の対応を見て、法治主義や立憲主義の危機だと感じた」と強調。＜共同通信　2020年10月3日＞

・学術会議任命拒否問題、「情報を全て、国民と科学者に開示を」京大の湊新総長が説明求める

日本学術会議が推薦した新会員候補６人を菅義偉首相が任命しなかった問題で、１０月から京都大の新たな総長に就いた湊長博氏（６９）は京都市左京区の京大であった就任後初の記者会見で２日、「情報を全て、国民ならびに科学者に開示してもらいたい」と同会議と政府の双方に説明を求めた。

湊氏は現状では断片的な情報しか持っていないとした上で「具体的に何が起こっているのか国民として知る権利がある」と語った。また一般論としつつ「学問の自由は保障されるべきだ」と話した。

「日本学術会議」は学術の立場から政府に提言する首相所轄の政府機関。１日からの会員１０５人を首相に推薦したが、関係者などによると、このうち立命館大の松宮孝明教授（刑事法学）や京都大の芦名定道教授（キリスト教学）ら６人が任命されなかった。

加藤勝信官房長官は１日の会見で候補者の選考過程や理由について「人事に関すること」として言及を避けている。＜京都新聞　2020 年 10 月 2 日＞

・「批判的な研究者を狙い撃ち」　任命除外、識者の見方は

「日本学術会議」が推薦した会員候補のうち 6 人が任命除外された問題。憲法学者らからは「学問の自由」が侵害されると批判があがった。いったい何が問題なのか、3 人の識者に聞いた。

東京都立大の木村草太教授（憲法）の話

憲法 23 条が保障する学問の自由には、「個人が国家から介入を受けずに学問ができること」と、「公私を問わず研究職や学術機関が、政治的な介入を受けず自律すること」の二つが含まれる。学術の観点から提言をする日本学術会議は、学術機関の一種だ。

憲法 23 条は「公的学術機関による人選の自律」も保障しており、今回の人事介入は学術会議の自律を侵害している。学問の自由に、公的研究職や学術機関の自律が含まれるのは、一般的な解釈だ。

◇　　◇

江藤祥平・上智大准教授の話

「学問の自由」を保障する憲法 23 条は、明治憲法時代に起きた滝川事件や天皇機関説事件など、学説が国家権力に侵害された歴史を踏まえて作られた。自由を守る手段として、研究者の人事が大学の自主的な判断に基づいて行われることが大切だと、最高裁の判例は明快に語っている。

今回の任命拒否で問われているのは、この自主的な判断への介入の当否である。日本学術会議は大学ではない。しかし、日本学術会議法が冒頭で「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」とすると明記していることを考えれば、同会議が「学問の自由」の実践と深くかかわる組織として設立されたことは明らかだ。3 条で職務の独立性を強調しているのも、同会議の自律性を大切にしているからにほかならない。

さらに 17 条は、同会議の会員への推薦の基準を「優れた研究又は業績」という専門家集団でなければ判断しえない事柄に委ねており、そうした知見を持たない内閣の任命拒否を想定していない。

こうした同会議の特質を考えると、理由を明らかにせず候補者の任命を拒否するのは、同会議の自律性に対する侵害であり、自律性を守る盾である「学問の自由」への挑戦といえる。

政府は「広い視野」に立って精査することは当然だと主張するが、具体的な中身を明らかにしていない。これでは政府に批判的な研究者を狙い撃ちにし、学問の萎縮効果を狙ったとみられても仕方がない。

◇　　◇

9 月末まで日本学術会議会員を 2 期 6 年務めた明治大学の西川伸一教授（政治学）の話

学術会議は、政府の施策について独立した学術的な観点から提言する。任命するのは首相だがそれにおもねる機関ではない。その中から特定のメンバーだけを排除すること自体が、学問的な専門性に対する敬意を欠き、研究者の名誉を損ねる行為で、言語道断だ。

安倍前首相のもとでは、集団的自衛権の行使容認のため内閣法制局長官を交代させるなど、意に沿わなければ、慣例を破ってでも人事に介入して政策を進める手法がとられてきた。第三者的な役割が期待される機関の独立性を保つなど、慣例が持っていた意味を顧みることはなかった。菅政権もその本質が変わらないことがあらわになった。＜朝日新聞　2020 年 10 月 3 日＞

****

[付録]

◇格安をうたう家具や家電品等の模倣サイトにご注意！

－注文した商品が届かない！いったいどこと契約したの！？－

＜国民生活センター　2020 年 10 月 1 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201001_2.html

有名なメーカー等の Web サイトに非常によく似た作りで、正規サイトの価格よりかなり安く商品を販売する模倣サイトによるトラブルが増えています。

同様のトラブルは以前から衣服やスニーカー関連にみられたのですが、最近では家具や家電などが多い傾向にあります。

そこで、模倣サイトによるトラブル事例とともに、注意すべきポイントを紹介します。

相談事例

ネット広告に表示されていた有名な家電メーカーのサイトで掃除機を注文したが、その後、商品到着予定日を 2 日過ぎても届かなかった。サイトにあったフォームから問い合わせをしても返信が来ず、注文した商品の配送状況も確認できないので、サイトの会社概要に記載されている問い合わせ番号に電話したところ、「それは模倣サイトだ」と言われた。どうやら正規のメーカーのサイトをそのままコピーした模倣サイトで、問合せフォームだけを変えたものらしかった。返金してほしい。

模倣サイトトラブルにあわないためのチェックポイント

チェックポイント 1

販売価格が大幅に割引されている。(安くないから正規だとは言えないが、あまりにも安い場合は購入を控える)

サイト URL の表記がおかしい。(正規サイトの URL 表記と少しだけ異なっている、同 URL の前後に別の文字が追加されているなど)

事業者の住所の記載がない。または、住所の記載はあるが、場所を調べてみるとおかしい。(田んぼや畑、個人宅になっているなど)

事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけになっている。

決済がスムーズにいかず、何度も入力させられる。

利用規約等におかしな記載・不当な記載がある。

サイト内のリンクが適切に機能しない。

チェックポイント 2

URL を入力してサーバ情報を調べられるサイトを利用し、当該サイト・サーバの情報に不審な点が無いか確認する。

チェックポイント 3

インターネット上の当該サイトに関するトラブル情報を確認する。

チェックポイント 4

購入前に、当該サイトの運営事業者へ問い合わせを行い、返信内容等を確認する。(返信がない、日本語の字体・文章表現がおかしいなど)

トラブルにあってしまったら

すぐに最寄りの消費生活センター等に相談してください。海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センター（CCJ）でも相談を受け付けています。

＊消費者ホットライン：「188（いやや！）」番
＊国民生活センター越境消費者センター（CCJ）

◇「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう！

－勧誘・契約が増える秋台風シーズンは特に注意してください－

＜国民生活センター　2020 年 10 月 1 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201001_1.html

全国の消費生活センター等には、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が多く寄せられています。

2019 年度は 2,684 件と 2010 年度（111 件）の約 24 倍に増加しています。依然として関東地方で多くの相談がみられる一方で、近年は近畿地方など他の地域でも相談が増えています。事業者による勧誘・契約は 10 月前後の秋台風シーズンに増加する傾向があり、この時期は特に注意が必要です。

相談件数

年度別相談件数：2010 年度は 111 件、2011 年度は 282 件、2012 年度は 548 件、2013 年度は 690 件、2014 年度は 663 件、2015 年度は 817 件、2016 年度は 1,082 件、2017 年度は 1,180 件、2018 年度は 1,759 件、2019 年度は 2,684 件、2020 年 8 月 31 日までの件数は 1,445 件です。

（注）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。相談件数は 2020 年 8 月 31 日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

相談事例

契約時に高額な違約金に関する説明がなかった

令和元年秋台風の影響で雨漏りをしていたところに、事業者から「火災保険の保険金で修繕ができる」と電話があり、訪問を受けた。事業者が屋根の損傷箇所を撮影し、約 400 万円の工事見積もりを出した。保険申請は事業者がすべて行ったが、「自分たちの存在は保険会社に伝えないでほしい」と言われ、少し不審に思った。その後、保険会社の鑑定人が家を診て、見積金額全額は出ないと言われた。契約時に違約金の説明はなかったが、書類をみたら工事をしない場合は違約金として保険金の 5 割を支払うと書いてあり、悪徳商法にひっかかったと思った。契約をやめたい。（2020 年 6 月受付　40 歳代、男性）

その他、以下のような相談も寄せられています。

工務店に壊れていない瓦を外す細工をされ「黙っているように」と指示された
事業者の見積もりが杜撰（ずさん）で少額の保険金しか提示されなかった
保険で修理可能と言われたのに保険金が下りなかった
保険金で修理工事ができると契約したが、工事が杜撰だった
ポイントサイトでポイントが欲しくて保険申請サポートを契約してしまった

相談事例からみる問題点

「保険金が使える」と訪問販売で契約しており、長時間勧誘も行われている
高額な手数料等が発生することの説明が不十分
保険会社をだますような手口の保険金請求が行われている
見積もりが杜撰で保険金が支払われなかったり、工事内容が杜撰なことも

消費者へのアドバイス

「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう
加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう
うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう
不安に思った場合やトラブルになった場合は早めに消費生活センター等に相談すること

※消費者ホットライン「188（いやや！）」番
最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の 3 桁の電話番号です。

********** 以上 **********